



2021年11月29日

各位

会社名 人・夢・技術グループ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 永治泰司  
(コード番号 9248 東証一部)  
問合せ先 常務取締役  
経営企画担当 塩釜浩之  
(TEL 03-3639-3317)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年11月29日に開催した取締役会において、2021年12月22日開催予定の臨時株主総会(以下、「臨時株主総会」といいます)の議案として、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議し、承認されたため、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

当社は、遠隔地の株主様など、多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の招集等に関する事務手続を円滑に実施するため、また、新型コロナウイルス感染症等の感染症への対策にも資することで株主様の利益を確保するため、場所の定めのない株主総会(完全オンライン株主総会)を開催することができるよう、変更するものであります。

#### 2. 日程

(1) 定款変更のための株主総会開催日 2021年12月22日(予定)

(2) 定款変更の効力発生日

本定款変更は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和3年法律第70号)による改正後の産業競争力強化法に基づき、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、当社の株主総会を場所の定めのない株主総会とすることが、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認(以下、「本確認」といいます)を受けることを条件として、本確認を受けた日をもって生じるものといたします。

#### 3. 定款変更の内容

変更の内容は、次の通りです。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第1条～第12条 (条文省略)</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 定時株主総会は、毎年12月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p>(新設)</p> <p>第14条～第46条 (条文省略)</p> <p>附則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(附則の削除)</p> <p>第2条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第12条 (現行どおり)</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 定時株主総会は、毎年12月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p><u>2 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>第14条～第46条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(経過措置)</p> <p>第2条 <u>第1条及び本条は、当会社の最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。</u></p> <p><u>(株主総会の招集に関する経過措置)</u></p> <p>第3条 <u>第13条(招集)第2項の変更は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和3年法律第70号)による改正後の産業競争力強化法に基づき、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、当会社の株主総会を場所の定めのない株主総会とすることが、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日を効力発生日とし、本条は、当該効力発生日経過後、これを削除するものとする。</u></p>

以上